別表第六号の八　無線局の免許事項証明書及び登録事項証明書の交付請求書の様式(第21条の6第2項及び第25条の21の6第2項関係)(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

免許事項証明書(登録事項証明書)交付請求書

年　　月　　日

総務大臣　殿(注1)

| 収入印紙貼付欄<br>(注2) |
|---|

□電波法第14条の2の規定により、免許記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

□電波法第27条の23の規定により、登録記録に記録されている事項を証明した書面の交付を請求します。

(注3)

記(注4)

1　請求者(注5)

| | |
|---|---|
| 住　所 | 都道府県―市区町村コード　〔　　〕 |
| | 〒(　　―　　) |
| 氏名又は名称及び代表者氏名 | フリガナ |
| | |
| 法人番号 | |

2　請求に関する事項(注6)

| | |
|---|---|
| ①　無線局の種別及び局数 | |
| ②　識別信号 | |
| ③　免許の番号、包括免許の番号又は登録の番号 | |

3　請求の内容に関する連絡先

| | |
|---|---|
| 所属、氏名 | フリガナ |
| | |
| 電話番号 | |
| 電子メールアドレス | |

注1　施行規則第51条の15第1項第1号に掲げる無線局に係る請求をする場合は、同条に規定する所轄総合通信局長に宛てること。

2　収入印紙については、次によること。

(1)　複数の無線局を請求する場合は、2①の欄の記載事項に対応した手数料の内訳を請求書の余白に記載すること。

(2)　収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本産業規格A列4番の用紙に貼付すること。

(3)　収入印紙を必要額を超えて貼付している場合は、請求書の余白に「過納承諾氏名」のように記入すること。

3　該当する□にレ印を付けること。

4　各欄の記載は次の表のとおりとし、記載を要しない記載事項及び記載欄は必要に応じて削除することができる。

| 区　別 | 記載する欄 | 備　考 |
|---|---|---|
| 1　免許事項証明書の交付請求の場合 | 1　2(注)　3 | (注)　特定無線局の免許事項証明書の交付請求の場合は、2①の欄は無線局の種別を記載することとし、局数の記載は要しない。また、2②の欄の記載は要しない。 |
| 2　登録事項証明書の交付請求の場合 | 1　2(③　④)　3 | |

5　1の欄は、次によること。

(1)　住所の欄は、日本産業規格JIS　X0401及びX0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード(以下この別表において「都道府県コード」という。)、郵便番号並びに住所(請求者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地)を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

(2)　請求者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。

(3)　法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、請求者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

(4)　代理人による請求の場合は、請求者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。

(5)　法人番号の欄は、法人又は団体の場合に限り、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号を記

載すること。ただし、法人番号が不明の場合は記載を要しない。

6　2の欄は、次によること。

(1)　①の欄は、第2条第1項に掲げる無線局の種別を記載し、複数の無線局について一括して請求を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては、第2条第5項第4号に掲げる基幹放送の種類による区分を付記すること。

(2)　②の欄は、現に免許を受けている無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)に指定されている識別信号を記載すること。

(3)　③の欄は、次によること。

ア　免許事項証明書の交付請求においては、無線局(包括免許に係る特定無線局を除く。)の場合は現に免許を受けている免許の番号を記載し、包括免許に係る特定無線局の場合は現に免許を受けている包括免許の番号を記載すること。

イ　登録事項証明書の交付請求においては、登録局(包括登録に係る登録局の場合を除く。)の場合は現に登録を受けている登録の番号を記載し、包括登録に係る登録局の場合は現に包括登録を受けている登録の番号を記載すること。

7　免許事項証明書又は登録事項証明書の送付を希望するときは、請求者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載し、送付に要する郵便切手等を貼付した返信用封筒を請求書に添付すること。この場合において、封筒は、当該書類を封入し得るもの(書類を折らずに送付することを希望する場合は、相当の大きさのもの)とする。

8　請求書の用紙は、日本産業規格A列4番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別表に定める規格の用紙に適宜記載すること。